

後発医薬品使用促進に係る事業実施計画（令和 7 年度）

- 1 目的 後発医薬品の使用促進により医療費の抑制・削減を図る。
- 2 現状 後発医薬品使用割合：88.30%（令和 7 年 1 月調剤分）
〔後発医薬品の使用割合＝後発医薬品の数量/（後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量）×100〕
（参考：R7.1 月 県平均 88.83%）

【国保連提供データによる】
- 3 分析 国指定の後発医薬品があるものについて、被保険者全体において、年齢階層別と男女別に、先発医薬品割合と後発医薬品割合を比較した。（医科分+調剤分）
【(株) データホライゾン R6.7～R7.3 レセプトにおける分析】

・全体での後発医薬品使用割合 87.3%に対し、5～9 才 85.0%、30～34 才 86.0%、35～39 才 85.6%、40～44 才 84.8%、45～49 才 84.1%、50～54 歳 87.0%、70～74 歳 86.5%である。
若年層（児童）や 30 代から 50 代前半では、使用率が平均値より低い。また、70 歳以上から、使用率が平均よりやや低くなっている。
・被保険者数が多い階層の 65 歳以上 74 歳以下の男女比較においては、男性より女性のほうが低い。（65～69 歳：男 90.1%女 85.8%、70 歳～：男 88.2%女 85.0%）
・全体の男女別では、男性より女性のほうが低い（男 88.6%女 86.0%）
- 4 目標 以上の分析から、
①若年層及び 30 代から 50 代前半の階層に対し、使用率向上を図りたい。（4%増）
②被保険者数が多い 65 歳以上 74 歳以下の階層の女性の使用率を、男性並みに向上させたい。（4%増）
③全体的に女性の使用率を、男性並みに向上させたい。（4%増）
④全体の後発医薬品使用割合を 90%以上に向上させたい。
- 5 実施方法 後発医薬品の利用で軽減できる金額を各個人に通知し、後発医薬品の利用促進を図る。